

## 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書

ここ数年にわたる社会保障連続改革と増税により、国民が受ける社会保障の給付は削減され、負担は大幅に増加した。そのしわ寄せは低所得者を直撃し、格差社会の拡大がさらに深刻になっている。

とりわけ、国民健康保険制度の広域化がすすめられるなか、市町村からその財政を切り離して保険料徴収だけの運用となれば、国民健康保険制度そのものが破たんしかねない状況にあり、国や県がしっかり財政を確保していくことが不可欠である。それにも関わらず、県は今年度から補助金を打ち切った。

また、今後県が作成する医療機能ごとの医療の必要量を示す地域医療ビジョン策定にあたり、国が病床削減を前提としたガイドラインを策定すれば、愛知県の医療提供体制に影響が及ぶため、地域の実情をふまえたものにしていくことが不可欠である。

いまこそ、県民の不安をなくす医療提供体制の確保と、暮らしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく医療・社会保障の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

1. 国民健康保険の県の補助金を復活すること。
2. 県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者、地域住民、労働者の代表を入れるとともに、3者の意見を十分反映したものにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月17日

愛知県知事 大村秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会